

【表紙】

【提出書類】 意見表明報告書の訂正報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2019年11月1日

【報告者の名称】 株式会社Minorityソリューションズ

【報告者の所在地】 東京都新宿区西新宿二丁目4番1号新宿NSビル17階

【最寄りの連絡場所】 東京都新宿区西新宿二丁目4番1号新宿NSビル17階

【電話番号】 03(3345)-0601

【事務連絡者氏名】 経営企画室長 湯木 伸朗

【縦覧に供する場所】 株式会社Minorityソリューションズ
(東京都新宿区西新宿二丁目4番1号新宿NSビル17階)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

- (注1) 本書中の「当社」とは、株式会社Minorityソリューションズを指し、「公開買付者」とはSSK株式会社を指します。
- (注2) 本書中の記載において、計数が四捨五入又は切り捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。
- (注3) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。
- (注4) 本書中の記載において、「営業日」は、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。
- (注5) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。
- (注6) 本書の提出に係る公開買付けを「本公開買付け」、本公開買付けの買付け等の期間を「公開買付期間」といいます。

1 【意見表明報告書の訂正報告書の訂正理由】

当社は、2019年10月31日付で提出いたしました意見表明報告書の記載事項に一部訂正すべき事項が生じたので、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含み、以下「法」といいます。)第27条の10第8項において準用する法第27条の8第2項に基づき、意見表明報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

3 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由

本公開買付けの概要

(7) 公開買付者と当社の株主との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

3 【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

3 【当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由】

(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由

本公開買付けの概要

(訂正前)

(前略)

公開買付者は、本公開買付けの実施にあたり、2019年10月30日付で、当社の主要株主である第2位株主の長澤信吾氏(所有株式数：907,600株、所有割合：10.54%)(以下、「長澤氏」といいます。)、当社の第5位株主であり、当社の顧問である滝澤正盛氏(所有株式数：680,300株、所有割合：7.90%)(以下、「滝澤氏」といいます。)、及び当社の第6位株主である有限会社フライト(所有株式数：348,000株、所有割合：4.04%)(以下、「フライト」といいます。)の各株主(以下、長澤氏、滝澤氏及びフライトを総称して「応募予定株主」といいます。)との間で、それぞれ、各応募予定株主が所有する当社普通株式の全て(合計：1,935,900株、所有割合の合計：22.49%)を本公開買付けに応募する旨の契約(以下、長澤氏との間で締結した本公開買付けへの応募に関する契約、滝澤氏との間で締結した本公開買付けへの応募に関する契約及びフライトとの間で締結した本公開買付けへの応募に関する契約を総称して「本応募契約」といいます。)を締結しているとのことです。

また、公開買付者は、本書提出日現在、当社の主要株主である筆頭株主の三菱総研DCS株式会社(所有株式数：1,378,000株、所有割合：16.01%)(以下、「三菱総研DCS」といいます。)との間で、本公開買付けへの応募に関する契約の締結につき、誠実に協議を行っており、今後必要な手続を進めていく予定とのことです。三菱総研DCSとの間で応募に関する契約を締結した場合は、その旨に関する公開買付け届出書の訂正届出書を提出する予定とのことです。

なお、本応募契約の詳細は、下記「(7) 公開買付者と当社の株主との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項」をご参照ください。

(後略)

(訂正後)

(前略)

公開買付者は、本公開買付けの実施にあたり、2019年10月30日付で、当社の主要株主である第2位株主の長澤信吾氏(所有株式数：907,600株、所有割合：10.54%)(以下、「長澤氏」といいます。)、当社の第5位株主であり、当社の顧問である滝澤正盛氏(所有株式数：680,300株、所有割合：7.90%)(以下、「滝澤氏」といいます。)、及び当社の第6位株主である有限会社フライト(所有株式数：348,000株、所有割合：4.04%)(以下、「フライト」といいます。)の各株主(以下、長澤氏、滝澤氏及びフライトを総称して「応募予定株主」といいます。)との間で、それぞれ、各応募予定株主が所有する当社普通株式の全て(合計：1,935,900株、所有割合の合計：22.49%)を本公開買付けに応募する旨の契約(以下、長澤氏との間で締結した本公開買付けへの応募に関する契約、滝澤氏との間で締結した本公開買付けへの応募に関する契約及びフライトとの間で締結した本公開買付けへの応募に関する契約を総称して「本応募契約」といいます。)を締結しているとのことです。

また、公開買付者は、当社の主要株主である筆頭株主の三菱総研DCS株式会社(所有株式数：1,378,000株、所有割合：16.01%)(以下、「三菱総研DCS」といいます。)との間で、本公開買付けへの応募に関する契約の締結につき、誠実に協議を行っていましたが、2019年11月1日付で本公開買付けへの応募に関する契約(以下、「本応募契約」といいます。)を締結したとのことです。なお、三菱総研DCSは当社の顧客でもありますが、三菱総研DCSと当社との間の現状の取引関係については、同日現在、本公開買付けが成立した場合の変更は特段予定されておりません。

なお、本応募契約及び本応募契約の詳細は、下記「(7) 公開買付者と当社の株主との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項」をご参照ください。

(後略)

(7) 公開買付者と当社の株主との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

(訂正前)

上記「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「本公開買付けの概要」に記載のとおり、公開買付者は、2019年10月30日付で、応募予定株主それぞれとの間で本応募契約を締結しているとのことです。本応募契約において、応募予定株主は、公開買付者が本公開買付けを開始した場合に、本公開買付けに応募し、当該応募を撤回しない旨の義務を負っているとのことです。また、本応募契約においては、応募予定株主による応募に関する前提条件は付されていないとのことです。

また、公開買付者は、三菱総研DCSとの間で、本公開買付けへの応募に関する契約の締結につき、誠実に協議を行っており、今後必要な手続を進める予定とのことです。三菱総研DCSとの間で応募に関する契約を締結した場合は、その旨に関する公開買付届出書の訂正届出書を提出する予定とのことです。

(訂正後)

上記「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「本公開買付けの概要」に記載のとおり、公開買付者は、2019年10月30日付で、応募予定株主それぞれとの間で本応募契約を締結しているとのことです。本応募契約において、応募予定株主は、公開買付者が本公開買付けを開始した場合に、本公開買付けに応募し、当該応募を撤回しない旨の義務を負っているとのことです。また、本応募契約においては、応募予定株主による応募に関する前提条件は付されていないとのことです。

また、公開買付者は、三菱総研DCSとの間で、本公開買付けへの応募に関する契約の締結につき、誠実に協議を行っていましたが、2019年11月1日付で本応募契約を締結したとのことです。なお、三菱総研DCSは当社の顧客でもあります。三菱総研DCSと当社との間の現状の取引関係については、同日現在、本公開買付けが成立した場合の変更は特段予定されておりません。

本応募契約において、三菱総研DCSは、当社が本公開買付けに賛同の意見を表明していることを前提として、本公開買付けに応募し、当該応募を撤回しない旨の義務を負っているとのことです。

また、本応募契約において、本公開買付けの条件の変更、公開買付者以外の者による当社普通株式に対する公開買付けその他当社普通株式の買付けに係る法的拘束力のある申出等がなされ、本公開買付けへの応募が三菱総研DCSの取締役の善管注意義務に違反するおそれがあるものと合理的に判断される場合、三菱総研DCSは、公開買付者に対して、本公開買付けの条件の変更等につき協議を申し出ることができるものとし、当該申出から5営業日後の日又は公開買付期間終了日の前営業日のいずれか早く到来する日までに、三菱総研DCS及び公開買付者間で協議が調わない場合には、三菱総研DCSは、本公開買付けに応募し当該応募を撤回しない義務を免れるものとされているとのことです。

以上